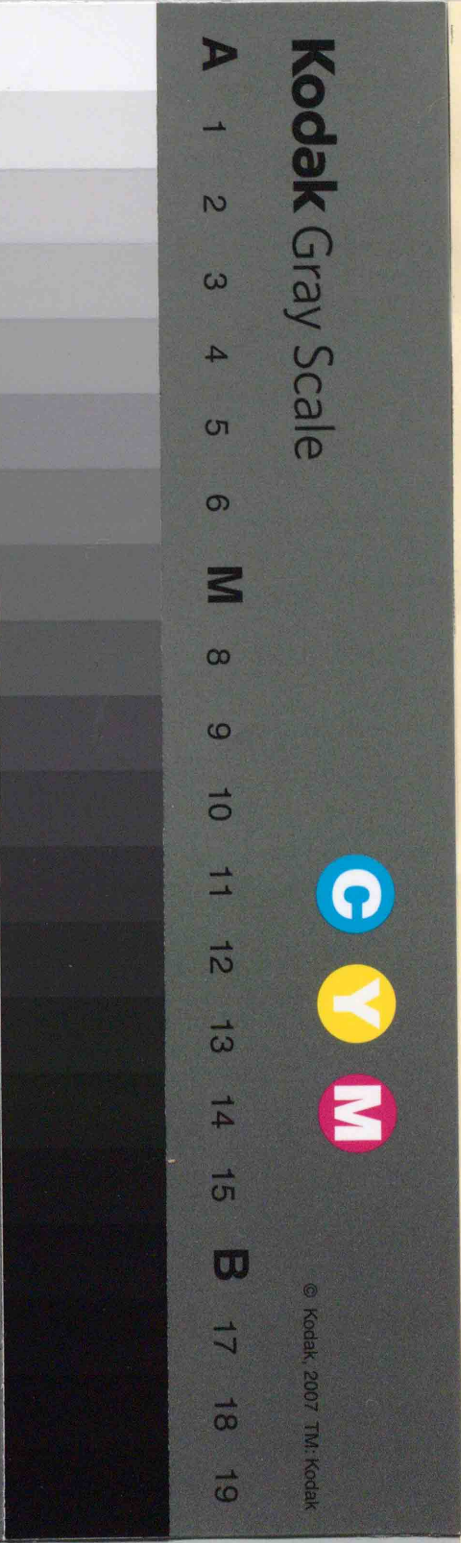
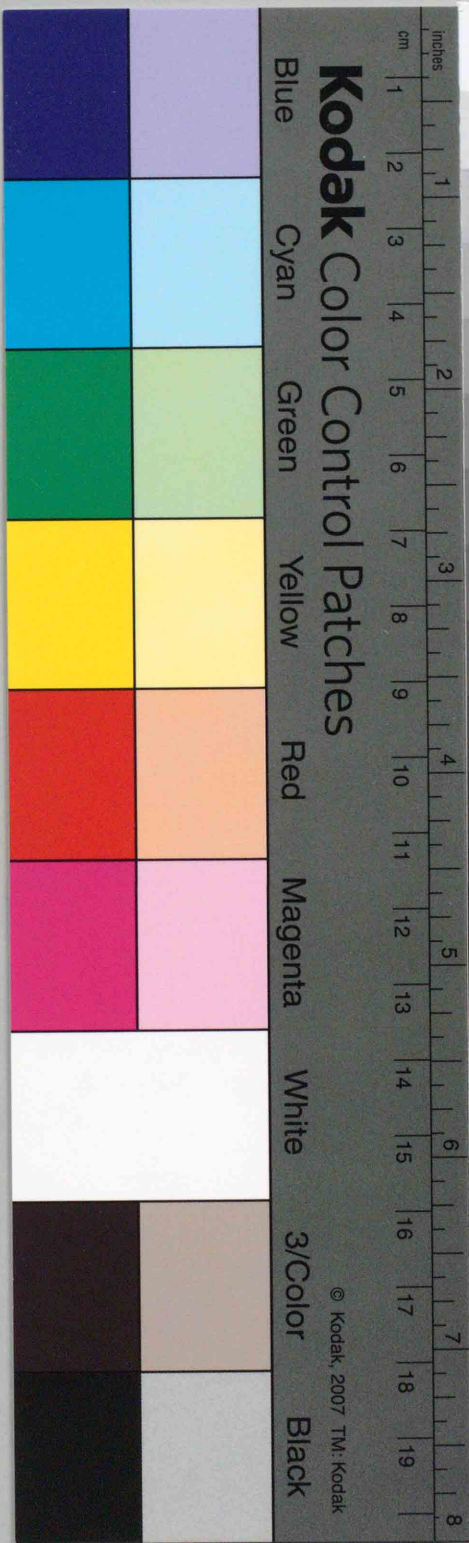


中學修身書

嘉納治五郎著
修正改版

卷五

4a
110
大5



40553

教科書文庫

4
110
41-1916
20000
65498

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

42
110
5

嘉納治五郎著

修正改版

中學修身書

東京 元元堂書房



勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
 樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
 兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
 體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
 父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
 己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
 智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
 開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義

勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

詔 書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交テ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ
成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

五箇條ノ御誓文 明治元年三月十四日

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先
ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全
ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

軍人へ勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬
つから大伴物部の兵ともを率る中國のまつろはぬものともを
討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしよ
り二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制
の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率る給ふ御制に
て時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡
兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制
度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人な
と設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて
朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古
の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權

は一向に其武士ともの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の
大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の
様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらずとは
いひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺
間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰
へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ
朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ
忝くも又惶けられ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大
將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海
内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて
朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤
なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重き
を知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の

光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建
定めぬ夫兵馬の大權は朕が統ふる所なれば其司々をこそ臣下
には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきもの
にあらす子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大
權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんこ
とを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を
股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき
朕が國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまるらす
る事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さるとに
由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂
を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にす
へし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡
さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界

の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓
諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ
一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの
誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人たらん者は此
心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれす軍人にし
て報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長する
も猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠
節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國
家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是
國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘らす只々
一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛
よりも軽しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受く
るなかれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より上一率に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれは新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいと貴

へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあら

んこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思はし始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとて守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへ

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ

輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等間にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の

公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に
 遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生
 舉りて之を悦ひなん朕一人の憚のみならんや

明治十五年一月四日

御名

中學修身書 五

目次

第一章	道德的生活	一
第二章	行爲	五
第三章	品性	一〇
第四章	良心	一四
第五章	道德の理想	二〇
第六章	國民道德	二六
第七章	我が國根本の性質	三三

第八章	我が國根本性の由來	三
第九章	祖先敬慕	四
第十章	忠	四
第十一章	孝	五
第十二章	忠と孝	五
第十三章	忠君と愛國	六
第十四章	上世に現れたる國民道德	六
	と神道	六
第十五章	國民道德と佛教	七
第十六章	國民道德と儒教	七

第十七章	國民道德と國學	八
第十八章	國民道德と武士道(上)	八
第十九章	國民道德と武士道(中)	九
第二十章	國民道德と武士道(下)	九
第二十一章	明治維新と國民道德	一〇
第二十二章	維新後の西洋文明と時代思潮	一〇
第二十三章	教育に關する勅語	一一

目次終

中學修身書 五

嘉納治五郎著

第一章 道德的生活

人は必ず社會の中に生活するものにして、社會の中に生活するには、又必ず其の法則あるものなり。古語に「物あれば則あり」といへる如く、宇宙の中に存する事物は、一として其の法則あらざるなし。禽獸の生活を觀るも、其の出入おのづから時あり、動靜お

萬法
有情
非情

のづから度あり、其の生命の保存も、種族の繁殖も、決して無法則に行はるゝものにあらず。たゞ、其の活動、多くは本能にして、自覺せる法則によりて、有意的に爲すものにはあらざるが如し。然るに、人類社會は未開幼稚のものといへども、本能以上に多少善惡の法則を立て、之によりて惡を去り善に就くことを爲さざるなし。若し、其の法則なくして、氣まぐれなる行を爲すときは、人々互に妨げとなりて、社會は存立するを得ざるべし。而して、其の最初の法則となるものは風俗なり。

人、社會生活を爲すときは、其の本性の要求と、其の經驗とによりて、おのづから一定の風俗を生じ、其の風俗は、やがて其の社會の人々の行動を律する法則となるものなり。社會は、其の風俗に従ふものは、同一體のものとして之を容れ、是に違ふものは、異分子として之を斥くる傾を有す。又、個人は必ず社會の中に存するものなるを以て、其の風俗に違ふときは、種々の不便を生じ不安を感じ、之に従ふに至る。かくて風俗は社會を統一する法則となるなり。幼稚なる社會が次第に發展して、國家の組織をな

すに至ると共に、風俗の中特に國家の力を以て國民に之を遵守せしむるに至れるものは、即ち最初の法律ともいふべきものなり。而して更に國家の必要より之に加ふるに種々の法則を制定し、其の體制を整へたるものが、今日の國憲國法にして、是に依りて國民の統一は益完全となり、其の生活は益正しくなるを得るなり。

又、人の發達して省察と自覺との進むに従ひ、たゞ本能に支配せられて何の意味もなく、暗中に盲動するが如き生活に安んずるを得ず、又外部の制裁に依

りて、風俗法律などに従ふのみに止らずして、己の行ふべき法則を自覺し、他の強制を俟たずして、己の良心より之を行ふに至る。此くの如くにして生じたるもの、即ち今日の道德なり。されば、道德的生活を爲すことは、人生の進歩に伴ふ結果にして、我等は茲に始めて人として最高の生活に達したるものといふべきなり。

第二章 行 爲

道德的生活をなすに就いては、行爲とは如何なる

一 息保在動機
 衣食住
 二 男女の性慾
 三 快樂の追求
 四 自愛的動機
 五 對他的動機
 六 理想的

pleasure seeking = life
 生理的
 心理的
 社會的
 道德的
 理想的

ものなるかを知ること肝要なり。行爲は己の意志より發する動作をいふ。肺の呼吸し、心臓の鼓動し、睡眠の中に音聲を發し手足を動すが如き、皆動作といふべきも、己の意志によれるものにあらざるを以て、之を行爲とはいはず。書を讀み、筆を執り、人と談話するが如く、自らする心ありてするものを行爲といふなり。

人は己の行爲に就いて責任を有す、何となれば、行爲は己の意志によりてしたるものなればなり。病の爲に卒倒して、我が身を傷け、人の物を破損することありとも、意ありて爲したるにあらねば、其の結果に就いて我は直接に責任を有せず、吾人百般の動作の中、道徳上の責任を有し、善惡の判斷を下さるゝものは行爲なり。其の他の事は、善も惡も偶然のことにて、我のあづかり知る所にあらず。されど、思はず物を取落して破損したるが如きは、己の不注意なりし點に於いて責任を有し、他より強迫せられて爲したることの如きも、己の意志を以て之に抵抗せざりし點に於いて、責任の存することあるべし。

朝顔の美麗なる花咲きて人に喜ばるゝも、又其の

$\sin 30 = \frac{1}{2}$ $\sin 45 = \frac{1}{\sqrt{2}}$
 $\cos 30 = \frac{\sqrt{3}}{2}$ $\cos 45 = \frac{1}{\sqrt{2}}$
 $\tan 30 = \frac{1}{\sqrt{3}}$ $\tan 45 = 1$
 $\cot 30 = \sqrt{3}$ $\cot 45 = 1$
 $\sec 30 = 2$ $\sec 45 = \sqrt{2}$
 $\csc 30 = 2$ $\csc 45 = \sqrt{2}$

蔓が卷付くまじき處に卷付きて物の害となるも、道徳上の善又は惡とするに足らず。是れ本能よりするものにして、自ら責任を有せざればなり。孩兒の動作が人の樂みとなるも妨げとなるも、亦未だ道徳上の善或は惡とするに足らず、其の意ありてするものにあらざればなり。己の意志によりて善を行ふに至りて、人は貴きなり。人格の尊重すべき所以、亦實に此に存す。

行爲は動機に起り、意志に決し、動作にあらはれ、結果を生ず。動機は行爲の發する精神上の原因にし

自由意志
是れ本能
は

行為
意志
決定
の
の

動作
結果
外的

て、之を決行するものは意志なり。出で、山野に運動せんか、家に在りて業務を勉勵せんかなど、二種以上の欲が並び起るときは、意志は之を擇び其の一を動機として決行す。動機と結果とは必しも常に一致するものにあらず、親切が却つて人の仇となることあり、怪我の功名といふことあり、此等は皆道徳上完全なる行爲といふべからず。善なる動機より善なる結果を生ずるに至りて、徳行は始めて完全なりとす。

第三章 品性

凡て、行爲は外にあらはれて結果を生ずるのみならず、己の心の中に結果を残すものなり。同一の行爲を反復するときには、習慣となりて心に一定の傾きある能力を生ず。此の心の習慣を品性ピンセイといふ。習慣となれる事は、之を行ふに容易となり、之に反かんとするときには困難を感じず。規律正しき行を爲さんとするときは、始めの程は苦痛を感じて努力せざるを得ざれども、習ひて品性となるときは、之を行ふこと容易となり、其の規律に違ふを以て却つて苦痛と

轉迷開悟
靈的進化
退化

するに至るべし。不規則に事を處する習慣あるものは、規律を守らんとするも、其の窮屈に堪へずして、放恣ならざるを得ざるに至るべし。人は其の習ふ所によりて、全く反對の品性を成すに至るものなり。品性は過去の行爲の結果にして、將來の行爲に關係を有するものなれば、之に對して善又は惡といふ道德上の判断を下さるゝものなり。行爲は、多くは其の人の品性の存する所に、思慮せられ選擇せらる。品性悪るときは、識趣おのづから陋劣にして、其の爲す所悪ならざるを得ず。品性善なる時は、識趣お

のづから高潔にして、其の行ふ所善なるべし。「君子は義に喩り、小人は利に喩る。」君子は人の美を成し、人の惡を成さず。小人は是に反す。「品性の異なるに従ひ、心の趣きを異にし、同一事に對しても異なる行を爲すに至る。されば品性は其の人格の實際の道德的價値を定むるものといふべく、其の人に對して善人又は惡人などいふ判斷の下さるゝことあるは、其の人の品性に就いていふなり。

氣質と稱するものは、其の人の體質心性など、遺傳を本とし、其の人の境遇閱歷によつて、自然に生じた

る心の傾きなり。快活なるあり、沈鬱なるあり、激怒し易きあり、溫和なるあり、冷酷なるあり、多情なるあり。此等は其の人の氣質にして、自ら斯くせんとして然るにあらず、おのづから然るなり。此の氣質は常に一定の傾きを以て意志に關係し、動機となり、行爲にあらはれ、其の品性を成すに至るものにして、道德上極めて注意すべきものなり。故に我等は氣質のまゝに放任することなく、之に省察を加へて、善きは之を長養し、惡しきは之を矯正せざるべからず、之を氣質を鍛鍊して品性を修養すといふ。

第四章 良心

善惡正邪の判斷を下し、正善を好み邪惡を惡み、人をして道德的生活を爲さしむるものは、良心の作用なり。良心とは道德に關する一切の精神作用をいふものなれば、普通の精神作用に、知情意の三方面あるが如く、良心にも亦此の三つの作用あり。

道德の法則を知り、之を標準として善惡の判斷を下すものは良心の知の作用なり。これなくば、人生はたゞ暗中に盲動するが如くなるべし。良心明な

德育の方針
嚴肅主義
實大主義
保護主義
放任主義
實例主義
秘密主義
宗教主義
良心の
神聖氣化
東洋教育

利己主義 変態

良心……智
知行合一(ソクラテス)

一四

情(感)

傳(明)

情(感)
審判(的)

情(感)
操(縦)

動(カ)

るときは、我が身ながらに我が身の事を判斷すること明鏡をかけて物の醜美を照すが如く、少しも過つ所あらず。十目の視る所、十手の指す所、猶時に過なしとせざるも、自己の良心は欺くべからず。良心の善と認むる所は、之を爲さざらんとするも爲さざるを得ず、惡とする所は、之を爲さんとするも爲すを得ざる感情を生ず、之を本務の感と稱す。又品性の高き人は此の本務の感に止らず、進んで善を好み、善を樂む情を生ず。古人の「貧にして道を樂み、富んで禮を好む」など、いへるは、蓋し此の道德的感

報(復)主義

良心の起原論

性善説
性悪説
因果説
環境説

情の高きものをいへるなり。事後の判断に伴ふ感情としては、所謂良心の賞讃あり、呵責あり。「身に反りみて誠ならば、樂之より大なるはなし。」凡て良心の賞讃より生ずる満足は、至大なるものにして、天下舉つて我を誹るも、内に省みて疚しき所なければ、心を動すことなし。「君子は憂へず懼れず。内に省みて疚しからずば、夫れ何をか憂へん、何をか懼れん。」といへるもの即ち是なり。之に反して心に疚しき所あれば、假令人の知ることなしといへども、良心の呵責は日夜我を苦め、羞恥となり、悔恨となり、煩悶して

時には狂を發し、時には慚死するに至る者あり。

我等の心には、種々の欲求感に應じてあらはる。其の中に就いて悪なるを捨て善なるを取り、善なる中に就いても、更に選擇を加へて、之を決行するは、良心の意志の作用なり。されば、知に於いて善と認め、情に於いて本務と感じたる事にも、意志の力にして弱からば、其の實行を見ること難し。「義を見てせざるは勇なきなり。」吾人は意志の力の強きことを要す。意志の力強くして、初めて剛毅節操の人たるを得べし。

子云、凡
言、而世、
而無、
子云、
子云、
子云、
子云、

人と生れて良心を具有せざるものなし。されど、
其の發達するは、教育修養の力に依る。譬へば鶏の
卵の如し。其の中には羽毛の美を成し、よく鳴き歌
ふに至るべき素質を有すれども、之を孵化し之を飼
養するにあらざれば、決して此の如くに成長するを
得ざるなり。良心も亦此の如し。人は本來良心の
素質を有すれども、教育修養を加へざるときは、善も
善とすることを知らず、惡を行ひても、心に恥づる所
なし。

良心を發達せしむるに與りて力あるは、社會の影

響なり。廣く社會國家に行はるゝ風俗・法律・道德等
の影響は、個人の良心を發達せしむるに、大なる力を
有するものなるが、中にも家庭の教育、學校の教育は、
最も強き力を及すものなり。教育の必要なる理由
此に存す。而して己の自覺進むに及びては、外界の
經驗と内心の省察と相俟ちて、益、良心の發達するを
見るべし。

良心の發達するに従ひて、其の知の作用は益、精明
となり、其の情の作用も、始めは本務の感に拘束せら
れて、強ひて事に従ひしものが、今は楽しく感ぜられ、

子曰吾十有五而志于學
三十而立
四十而不惑
五十而知天命
六十而耳順
七十而從心所欲不踰矩

苦痛なる義務は愉快なる義務となり、更に「善を爲すこと最も樂し」と感ずるに至ることあるべし。良心の意の作用に於いても、外の誘惑を拒ぎ、内の欲望を制するに、幾多の困難を感ぜしことが、克己自製の徳の進むに従ひ、次第に容易となり、終に「心の欲する所に従へども矩を踰えず」といふに至り、心ゆたかに道徳の至境に自在なるを得べし。良心の發達すると共に、人生の向上すること亦無限なりといふべし。

第五章 道德の理想

人生の目的

快樂的見解

合理的見解

理性

禁欲主義

人間研究

生理學
心理學
社會學
教育學
衛生學

人の知情意、心的活動ヲ具ス之ヲ自覚シ之ヲ統制シテ社會的生活ヲナシ之ヲ相繼シテ人生行ハルニ生カス

意義ある生活とは、目的ある生活をいふ。落葉の風に翻り浮萍の波に漂ふが如く、外部の力によりて、動さるゝのみならば、人生はたゞ一の操人形の如きものに過ぎず。内部の力によるも、本能などに動くのみならば、禽獸と何の選ぶ所あらんや。自覺せる目的を有し、之に向つて行動してこそ、始めて人として意義ある生活を爲すものといふべけれ。

目的には様々ありて、一の行爲の目的とする所は、更に高き目的の手段たることあり。人の市街に赴くは、筆を買ふを目的とし、筆を買ふは字を書くを目

生動的とし、字をかくは意志を人に通ずるを目的とし、意志を通ずるは共に事を爲すを目的とするなど、目的は層々高きに進み、低きものは皆高きもの、手段となることあり。此等の目的の中、他の目的の手段として求むるにあらざして、其のものを最高の目的として求むるものを理想といふ。道德の理想は人の追求すべき最善の状態を想定したるものにして、之を至善と稱し、實に人生根本の法則となるものなり。道德上の根本の標準といひ、主義といひ、法則といふも、又至善といひ、最高の目的といふも、其の實は一の

人
 個人的方面
 社会的方面
 家庭的方面
 社会的方面
 家庭的方面
 社会的方面

道德の理想をいへるものに外ならず。

理想は人生最善の状態を想定したるものなれば、現實より高きを常とす。されど、理想は空想にあらず、實現し得べき性質を有す。一たび眞の理想にして、確立するときには、必ず之を追求する熱情を生じ、意志を起し、其の實現に努力するものなり。空想は實現せらるべき性質を有せず、又多くは努力を伴はず、たとひ一時空想に驅られて事を企つることあるも成ることなし。

理想あるものは、志氣旺盛にして、常に向上進歩の

情緒
 精神
 肉體
 社会
 個人
 理想
 现实
 意志
 感情
 思想
 理想
 现实
 意志
 感情
 思想

生活を爲すものなり。理想なきものは、目前の低劣なる欲望の満足を求むるに過ぎざるが故に、殆ど禽獸と擇ぶ所あらず。理想の卑近なるものは、小成に安んじ、高尚なる發達を成すことなし。理想の空遠に失するものは、其の現實との懸隔の甚しきに悲觀して、或は煩悶に沈み、或は自暴自棄に陥り、種々の過惡を爲すに至る。是を以て、健全にして高尚なる道德の理想の存することは、人生に極めて重要な事なりとす。

道德の理想は人の本性に基づき、多年の經驗と研

究とに依り、發達したるものにして、忠孝博愛など、吾人の學びたる一切の道德は、皆此の理想が人生の種種の方面に顯れたるものに外ならず。是を體得するには、賢哲の教訓に考へ、古今の實際に徴し、省察力行して、修養の功を積まんことを要す。古人の「博く學び、審に問ひ、慎みて思ひ、明に辨じ、篤く行ふ」といへるは、實に道德の理想を體得する要道なり。然るに、世に之を勉めずして、淺薄未熟の私見を立て、之を個人の理想と稱して、自ら誤り又人を誤るものなきにあらず、注意せざるべからず。

第六章・國民道德

道德の理想は至つて高きものなれども、其の實現は必ず實際の生活に於いてす。譬へば萬丈の山に登るも、現在の立場より一步々を進むるが如し、少したりとも空に進むを得ず。實際の生活を離れて理想の徒に高きは、一場の夢のみ、何の甲斐もあるべからず。吾人は常に現在の立場を省み、實際の生活と理想とを結付くることを心がけざるべからず。人生必ず社會をかるべからず。社會必ず組織を

かるべからず。組織なく秩序なく、雜然として群集したらんには、社會生活の目的を達すること難かるべし。此の組織ある社會の最高なるものは國家なり。家族の生活も國家の中に存し、世界人類との關係も、國家を通じて行はる。されば、人生は國家を離れて存せず、我等の道德的生活は必ず國家に於いて行はる。斯く、道德の理想の國民生活に現るゝものを國民道德といひ、我等の生活に最も重大なる意義を有するものなり。

我等は日本國民なり。同じく人といふも、個人と

個人との間に異なる處あるが如く、同じく國民といふも、一の國民と他の國民と異なる處あり。従つて其の國民の道德とする所も亦同じからず。されば我等は日本國民としての道德を知らざるべからず。日本國民としての道德を辨へ、之を實行するものにして、始めて其の道德の理想を實現するものといふべし。之を外にして別に人の道といふもの存するにあらず。

國民によりて其の道德を異にする所あるは、其の國の性質に、他と同じからざるものあればなり。凡

そ道德は性を本とするものにして、國民の道德は必ず國性を本とせざるべからず。性の如何を顧みずして、外部より法則を立て之を律せんとするは、靴を作つて足を強ふるが如し。たとひ、其の外觀燦然として見るべきが如しといへども、國性に適合せざるときは何等の實効なく、外部の形式の爲に、却つて國運の發展を阻害することあるを免れず。

蓋し國性は、立國の事情、民族の特質等、其の主因を爲し、多年の歴史に由りて化醇固定するものにして、其の成るや一朝一夕の事にあらず。故に伊國と露

國とは同じく君主國體にして、且つ立憲政體なれども、伊は露たるを得ず、露は伊たるを得ず、其の特性の相異なること極めて著しとす。米國と佛國との如き亦然り。斯く各國おのづから特殊の性質を有するを以て、其の國民の道德に同じからざる處あるも亦當然の事なり。

されば、我が國家國民の性質如何を顧みずして、單に空想によりて國民の道德を定め、或は妄に他國民の道德・風俗を摸倣するが如きことあらば、必ず國家を害するに至ることあるべし。我が日本帝國は、世

界に於いて、國を成すこと最も舊く、而して國運は日に益新なり。是れ實に優秀なる特異の國性を有するが爲にして、決して他國と同一視するを得ず。我等國民たるものが、能く之を自覺し、以て我が國道德の淵源する所を知るは、極めて重要なことなり。

第七章 我が國根本の性質

我が國性の最も特殊なるは、萬世一系の皇統を中心として國家の組織せられ、而して國運の永久に隆昌する處に存す。天祖の御誓、萬古猶新にして、寶祚

の隆なること、天壤と共に窮なきは、幾千年の歴史之を證して餘あり。是れ世界に類なき貴き事實にして、我が國の最も大なる光榮なり。

皇統一系の信念は、國家の肇造と共に深く人心に根ざし、立國の大義として牢として動すべからず。而して又最も合理的なる信念なりとす。大殿祭の祝詞には、

「此の天津高御座に天津日嗣を萬千秋の長秋に大八洲豊葦原の瑞穂の國を安國と平らけく知ろしめせと言寄さし奉り賜ひて」

とあり。柿本人麿は

「葦原の水穂の國を天地の寄合の極み知ろしめす神の命」

と歌ひ奉れり。天孫の降臨ましますに當りては、大國主命は國土を獻げ、天孫の皇居を西邊に奠め給ふや、國神は之に敬事し、神武天皇都を大和に遷し給ふや、饒速日命は賊首を戮して歸順せり。天智天皇は入鹿を誅して、賊黨を諭すに天地開闢より君臣の義明なることを以てし給へり。和氣清麿は「我が國開闢以來君臣の分定まれり」と覆奏し奉れり。

建國以來治亂あり盛衰あり、時に權門勢家の專横を極めしことなきに非ずといへども、國家民人は常に上に皇室を戴きて統治せられたり。武門覇府を開き政權を握りて專横を極めたる時といへども、皇室を奉戴して名分を守りたりき。戰國の世群雄蜂起して天下麻の如く亂れ、皇室の式微甚しき時といへども、群雄の心を傾けたるは、實に皇室なりき。或は貲を獻じて奉戴の意を表し、或は爵位を受けて一門の榮とし、日葵の常に太陽に向ふが如く、皇室を中心として之に嚮ひ、之に近づかんことを力めたりき。

明治維新の初め、幕府政權を返上して、國體の常道に復したるは、國家の統一を完全にし海外萬國と並立せんとするには、政令の一途に出でざるべからざるに因る。幕府既に政權を返上し、諸侯次いで版籍を奉還し、全國の制度一變して、社會の動搖甚しきときに當り、速に圓滿なる解決を告ぐることを得たるは、世界の歴史に類例なき所にして、實に皇室の上にして、民心を統攬し給へるが爲なり。其の後、國運年を逐うて興隆し、強國と戰ひて勝利を收めたるも、億兆の國民舉つて上御一人の大御心を心として力

を協せられたればなり。我が國が未來永遠に發展するにも、亦一に此の特異の國性に基つかずんばあるべからず。

第八章 我が國根本性の由來

如何なる國家といへども、其の存立するに方りては、國運の永久不滅なることを期せざるものなし。されども、其の事實は常に此くの如きを得ず。古より無窮不易と稱へられし羅馬の都府も、蠻族の蹂躪に歸して亡國の悲を殘せり。秦の始皇は六國を殘

滅し支那全土を統一して自ら始皇帝と號し、二世三世より數へて千萬世に至り、以て帝位を無窮に傳へんことを期したりしも、僅に三世にして滅びたり。然るに、我が國は天祖の神勅儼として事實の上に光を放ち、永久に渝ることあらず。是れ我が國性の由來發展に於いて、當に然らざるを得ざるものあるなり。皇統の一系を以て我が國性を説明するは、事最も簡單なるが如きも、其中甚だ深遠なる道理存し、我が國民道德は、すべて此を根本として立つものなり。されば、此の根本の國性を自覺することは、我が

國民道德に於いて、最も肝要のことなり。

我が國根本の性質は全く皇室と國民との關係に由來するものなり。我が國民は、皇室を本宗として繁榮したる一大家族に外ならず。人民ありて然る後君主の立ちたるにあらず。君民は同祖にして血族の親あり。後年他國より歸化せし者も、皆同化して遂に差別なきに至れり。故に、我が君民の關係は自然にして、父子の天縁と同じく、永久にして且つ絶對なり、變ぜんと欲するも亦變じ得べからず。皇統一系永遠に窮なく、皇位の尊きこと天日の如きもの、

豈偶然ならんや。

我が國成立の由來此の如きを以て、君民の間に仁愛忠誠の美徳行はるゝも亦自然の事なり。君の民に臨ませ給ふや、猶父母の子に於けるが如く、民の君を仰ぐや、子の親に事ふるが如し。君愛し臣慕ひ、上下の間和氣藹々として、此に一大國家を成すに至れり。かの強者が弱者を征服し、威力を以て秩序を維持する者とは、固より同日の談にあらず。會澤安曰はく、帝王の恃みて以て四海を保ち、久安長治にして天下動搖せざるものは、萬民を畏服し一世を把持す

る謂にあらず。億兆一心、皆其の上を親んで離るゝに忍びざるの、實誠に恃むべきなり」と。我が國性は、其の由來よりして、最もよく此の實を具備せるものなり。

されば、我が君民の間は、單に權力を本とする關係にあらず、天縁と仁愛とを本とする自然の關係なり、道德の關係なり。皇室の國民に於けるは、恰も首腦の四肢百骸に於けるが如く、一體の有機的組織を爲すものにして、兩者相共に離るゝを得ず。此の如きは、他國に類例の存せざる所なり。故に、他國の君臣

の關係を以て、我が君臣を視んとするは、誤れるも亦甚しきものなり。此の國性は、實に我が國根本の生命ともいふべきものにして、之に率ふは即ち我が國の無窮に興隆する所以なり。

第九章 祖先敬慕

我が國の根本性が發現して、我が國の道德を成せる中、特に注意すべきは祖先敬慕の風なり。あまつ神國つやしろをいはひてぞ我が葦原のくににはをさま

我が國の君道も、臣道も皆此の祖先敬慕の精神を本として行はる。皇祖皇宗の建國の規模宏遠にして、其の恩徳は萬世に光被す。吾人の祖先は皇室を奉戴して尊嚴絶美の國體を萬年に傳へたり。尊崇思慕の情已むべからざるも、固に故あること、いふべし。

祖先敬慕の風は、やゝもすれば徒に往昔を追懷して、保守の弊に陥り、舊習に拘泥して萎微振はざるに至ること少しとせず。されども、我が國の祖先敬慕の本義は、決してかゝるものにあらず、最も積極的に

最も進歩的なるものあり。眞に祖先を敬慕するものは、必ず其の遺志を紹述せんことを思ふ。我が國祖先の意志は、すべて天祖の神勅によりて表現せらる。此の神勅を奉體して國運を無窮に發達せしむるは、即ち最もよく祖先に事ふる所以なり。我が國が世界の舊邦にして、其の命日に新なる所以のもの、此に存す。

皇孫の降臨せさせ給ふに際し、天祖手づから寶鏡を授けて宣はく、「吾が兒、此の寶鏡を視ること、當に吾を視るが如くすべし。與に殿を同じうし、牀を共に

し、以て齋鏡とせよ。」と。我が國敬神の本義、實に此に在り。歷世祭祀を以て最大重典とし、唯其の至らざらんことを恐れ給ふは、祖宗の德澤を感銘して、至誠の孝情を伸べ、祖宗の宏猷を恢弘して、經國濟民の天職を盡させ給ふ所以なり。

九重に 今もますみの 鏡こそ

なほ世をてらす 光なりけれ

是れ後村上天皇の御製にして、天祖の威靈を仰がせ給ひ、昭々たる明訓、千載猶一日の如きを思し召し、ものなるべし。龜山天皇の御製に、

すべらぎの 神のみことを 受け來つゝ

いやつぎく に 世をおもふかな

これ祖宗の遺訓を奉じ、歷世相承けて、國の爲に勞し給ふ大御心を詠ませ給ひしなり。

國民の皇祖皇宗を仰ぐや、又他國民に見るを得ざる特殊の情誼を存す。吾人の祖先は、皆天覆地載の皇恩に浴し來り、赤誠を捧げて此の皇恩に報いんとせしものなり。之を思へば、尊崇の至情油然として起らざるを得ざるなり。古人の歌に曰はく、大君を さきくといはふ さく鈴の

五十鈴の宮を 誰かあふがぬ
と。神を敬する心は、君に忠なる心となり、君に忠なる心は神を敬する心となり、敬神と忠君とは其の道を同じりす

國民が、其の祖先を敬慕するは、皇室の祖宗に對せさせ給ふと異ならず。名臣の神社には、皇室よりも禮遇を賜ひ、國民は其の祭祀を營み、其の忠烈を仰ぎ、功業を慕ひ、己も亦至誠公に奉じ、誓つて祖先の名を辱めざらんとす。斯く、祖先を敬慕し、祭祀を營むは、過去の追憶に止らず、上下心を一にして、祖先の傳へ

し國を愛し、是をして益興隆せしむる一大動機たり。吾人は、我が國敬神の風に、特有の意義あることを知らざるべからず。

第十章 忠

我が國の特性既に此の如きを以て、我が國の臣道にも、亦甚だ大なる特色を有す。我が國民は、如何なる場合にも、必ず忠の道に違ふべからず。他國にては、「君、臣を使ふに禮を以てすれば、則、臣、君に事ふるに忠を以てす。」我を撫すれば則后。我を虐すれば

則讎」など、君臣の道を關係的に見たるものあれども、我が國にては天地のあらん限り、君臣の分義は易ることなし。

「普天の下王土にあらざるなし。率土の濱王臣にあらざるなし。」との語は、我が國に於いて最も完全に其の意義を爲すものなり。他國にては、王家の俸祿に衣食する者にのみ、責むるに忠節の臣道を以てし、一般の人民は王家の盛衰に冷淡なるが如きことあれども、我が君臣の關係に於いては、決してさることのあるべき理なし。我が國民たるもの一人として、

忠君の道の外にあるものなく、其の皇室を仰ぎ奉る情は、官爵の有無業務の公私に依りて、差別あるべきにあらず。

皇位は我が國家組織の中樞なれば、忠の徳は、我が國民の至高の徳なり。他の諸徳は、皆忠を主とすることによりて成立す。

大君のみことかしこみ、いそにふり、海原わたる、父母をおきて、

「今日よりは、顧みなくて、大君の醜みにくの御楯と出で立つわれは」

君命を畏みて父母妻子に別れ、決然郷國を去つて奉公の途に就くは、實に上世以來我が國民の道とする所にして、忠君の大節の前には、一切の事情を顧みず。「海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大君の 邊にこそ死なめ 顧みはせじ」

義勇公に奉じて、始めて大丈夫の死所を得たりと爲す。而して其の奉公の道を勵むは、一に敬愛の至誠より出づ、敢へて他意あるにあらず。「明き淨き直き誠の心を以て仕へ奉るを理想とし、

「天皇がみかどを 平らけく安らけく 足らし御

世の 茂し御世に 齋ひ奉り 常磐に堅磐に 福へ奉り」

とて、大君の御代長久を祈り奉り、「御民われ」と稱して皇室の恩波に浴せるを光榮とし、天皇をば現御神と尊び奉れり。此等は實に我が國民の忠が上世にあらはれたる思想と事實となり。吾人は我が臣道の淵源を尋ねて、其の善且つ美なるに感嘆せずんばあらず。

第十一章 孝

我が國の家は、祖先より子孫に通じて一體の組織をなせるものにして、上世に於いては氏族の制度を爲し、國家組織の要素を成せり。氏族の制度とは、支家を宗家に統一する制度にして、一門一族は其の氏の長たるものに統率せられて職業を世襲し、以て各氏族の總本宗ともいふべき皇室に仕へ奉りしなり。而して家族は其の家の祖先を主とし、氏族は其の共同の祖先を本とし、是によりて其の統一を成せり。本居宣長は、上世の氏族生活の實況を記して、「古の大御代には、下が下まで、たゞ天皇の大御心を心として、

ひたぶるに大命をかしこみ、あやびまつろひて、おほみうつくしみの御蔭にかくろひて、おのもく、祖神を齋祭りつゝ、ほどくにあるべき限りのわざをして、穩しく樂しく世を渡らふ外なかりき」といへり。是を以て家族氏族の道德は、父祖に對する孝道を主とし、祖神の名の下に團結して、家系を尙び家名を重んじ、其の職分に精勵して、門葉を後世に繁榮せしめんことを期せり。大伴家持は、一族を喩すに、祖先以來世々相承けて奉公の道に忠勤を抽んでたる名族なることを以てし、

おほろかに心おもひて 空言も 祖の名絶つ
な 大伴の 氏と名に負へる 大丈夫の輩
と訓戒し、且つ激勵を加へたり。女子も、其の家に嫁
しては、其の氏の祖名を重んじ、其の道に淬礪したり。
土毛野形名が、蝦夷を討ちて敗死せんとするに當り、
其の妻、慷慨して夫を勵すに、祖先の武名を汚し後世
の爲に笑はるゝことなからんことを以てし、士氣を
鼓舞して賊を退けたり。

上世の氏族制度は政治上社會上久しく存續せし
が、同族の繁衍と時勢の變遷とによりて、次第に氏族

の混同を來し、星霜幾度か推移する間に、家系世數亦
漸く明ならず。かくて昔日の制度は、次第に消え、一
家を單位として國家の中に相融合するに至りたる
もの、是れ我が國の現状なり。是を以て往昔の氏族
制度は、之を今日に見るべからずといへども、現代の
家族生活は、上世の氏族生活より更に進みて、直接に
皇室を中心とし、國家的意義を多くしたるものに外
ならず。されば、我が國家族道德の淵源を上世に尋
ね、其の精神の儼として萬世に通ずるものを取りて、
之を現時に適用せざるべからず。

第十二章 忠と孝

我が國體は萬世不易にして、國と家とは一體の組織を爲して發展し來れるを以て、家族生活と國民生活との間に矛盾を生ずる所なく、父祖と子孫との間に、國民として其の道を異にすべき事情の存することなし。吾人祖先の職分は忠良の臣民たるにありき。其の子孫を養育するも、亦單に一家の私を營むが爲にあらざ、君國の爲に忠誠を盡さしめんとするにありき。之れを繼述して至誠公に奉ずるは、即ち

吾人の父祖に孝なる所以なり。我が國道德の特質たる忠孝一體の教義、實に此に在り。

子を思ふ 道にぞ祈る すべらぎに

仕ふる道を 違へざらん

これ我が國の父祖が子孫に對する第一の希望たらずんばあらず。

垂乳根の 道のしるべの 跡なくば

何につけてか 世につかへまし

父祖の道を道として忠を盡すは、子孫第一の孝たらずんばあらず。忠は即ち孝なり、兩者少しも矛盾す

る所なきは我が國性の精華なり。大伴氏の一族は、其の家訓を守り、義勇公に奉ずるを以て大孝と爲せり。聖武天皇が大伴氏に賜へる勅語にも、「子は祖の心成すいし、子にはあるべし。此の心失はずして、明き淨き心をもちて仕へ奉れ」とあり。

而して是れ獨り大伴氏に限るにあらず、各氏各族の道なり。孝謙天皇は詔して、「己が家々、己が門々、祖の名失はず、いそしく仕へ奉れ」と宣へり。他の國の教にては、孝の爲に忠ならんとするが如き、傾の存するものあれども、我が國に於いては然らず。忠と孝

とは一體なり。

我が國の孝が、單に親の一身に奉ずるを以て足れりとせず、社會的積極的の意義を帶ぶるを特色とするも、亦忠孝一體の我が國性に基づくなり。故に勇士を詠じたる古歌にも、身は父母の慈育を受けたる遺體なるを以て、朝命のまに、弓箭を執り刀劍を帶び、嶮岨を踏み越えて武勳を建てんといひ、奉公を以て孝と爲すの精神をよくあらはせるものあり。儒教の「君に事へて忠ならざるは孝にあらざるなり。官にのぞみて敬ならざるは孝にあらざるなり。戰

陣に勇なきは孝にあらざるなり。」といひ、身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯すは孝の終なり。』といへるも、我が國に於いて始めて最もよく實行せらるゝを得るなり。

第十三章 忠君と愛國

君と國とは一體なり。皇室を離れて國家なし。古來、皇國といひ、神州と稱したりしことは、よく我が國性を示せるものといふべし。忠君と愛國との全然一致する我が國特有の道德は、其の根柢を此に有

するなり。他國の歴史にては、忠君と愛國との思想一致せず、國の爲なりと稱して廢立を行へる如き事例なきにあらず。されども、我が國にては、決してさる事あるを得ず。國家組織の中樞たる皇室を扶翼せずして、愛國の道存すべき理なし。皇室に忠なることは、國家を愛することゝなり、國家を愛することは君に忠なることゝなる。忠君と愛國と其の道の一なることは、之を我が國の起原に考へ、之を國史の成跡に徴して、火を睹るよりも明なり。されば、君と國との關係を説明するには、國性を異にせる他國の

思想又は事例を以て、我に擬すべきにあらず。如何なる國民にても、愛國の心なきものはなかるべしといへども、國家成立の由來よりして、特に愛國の心篤きは我が國民の特性なり。國民は互に同一民族の親あり、皇室は國民の本宗なり、國土は即ち祖宗の開き給へる秀麗の地なり、愛國の心自ら深からざるを得ず。弘安の役一舉にしてよく元寇を擊攘し、明治以來世界の大国と戦ひて赫々たる勝利を収めたるが如き、是れ皆我が國民の愛國心、甚深強盛なるを表するものたらずんばあらず。

古來、我が國民の愛國心は、常に國家の獨立自主を完全に擁護し、一日たりとも他の統御を受けしことなく、尺寸の地といへども他に割讓せしことあらず、眞に金甌無缺なり。是を以て、外交に於いても、國家の體面を重んじ、毫も屈辱を蒙ることを許さず。推古天皇の朝、隋の大国と交るに、東天皇西皇帝の語を用ひて、儼然國威を保たせ給ひ、豊臣秀吉が明の封冊を抛ちしが如き、我が國道德の千古の範例とすべきものなり。

古來我が國民は其の愛する所の國家に對して如

何なる理想を有せしかといふに、皇室を中心として、國家の組織を充實し、更に外に向つて、之を發展せしむることを期したり。國民は、「天の益人」と稱へて、人口の日々に増殖するものとし、產物豊にして、利用厚生の道に缺くる所なく、生々繁榮して、國運の無窮に隆昌せんことを望みたり。而して、之が爲に多數の歸化人をも容れ、外國の文物をも輸入したりき。而して、我が國民は、よく外來の民族を同化したるを以て、歸化民族の中にも、夙に忠君愛國の志氣に富み、日本魂の粹然として外に現れたるものありき。

殊に外國の文物に至りては、輸入せられたるもの甚だ多く、我が國の文明は、殆ど皆其の材料を外國に取らざるものなしといふべきほどなれども、何時しか之を同化して、我が日本の文明となし、以て我が國の内容を充實したり。

且つ上世以來、我が國民は、國力の内に充實するのみならず、外に向つて組織的に擴張發展すること、主義とし、國光の宇内に發揚して、遠方より我に心服し來ることを理想としたり。國威は時に消長なきこと能はざりしも、國民が海外發展の雄志は常に止

む時なく、近時に及びて益、其の實現を見るに至れり。夫れ國家は活物なり、外に向つて發展せざれば、内に萎縮せざるを得ざるに至るべし。我が國民は常に祖先の雄圖宏謨を繼承し、正義公道によりて廣く世界に活動し、恩徳の萬方に光被せんことを期せざるべからず。

第十四章 上世に現れたる國民道徳

と神道

我が國性の美は現れて尊嚴なる國體を成し、建國

の規模は六合を兼ねて八紘を掩ひ、國運の發展は、天壤と共に窮あらず。而して、此に基づきたる道徳は祖先敬慕の精神を主として、忠と孝とは一體の徳を爲し、忠君と愛國とは又離れて存せず。各徳は一系の組織を爲して何等の矛盾を生ずる所なく、純一にして之を知るに易く、之を知つて行ふに易し。此を我が國民道徳の特質とす。

此等の國民道徳は、既に上世にあらはれたる思想と事例とによりて、其の淵源を察するを得べし。而して大伴氏が其の家訓に於いて、子々孫々に忠義の

道を勵し、が如く、國民の間に相傳へて教訓とせらるゝものゝ存せしは疑ふべくもあらず。又、三種の神器に道德的意義を寓し、荒魂アラミタマ和魂ニギミタマと稱して、精神に活潑剛強を主とするものと柔和仁愛を主とするものとを別てる思想などもあり。されど、此等が教義として如何程に發達したりしか、今全く之を知るに由なし。

後世に至り、我が國上古の固有の道を稱して、神道又は惟神カミナガラの道と稱するものあり。本居宣長は之を解して、たゞ神代より有り來しまに、行ひて、聊も

さかしらを加ふることなきをいふといへり。神道とは、外國の教義の傳來するに連れて、我が固有の道を自覺するに至りし名にして、初より其の稱ありしにあらず。されども、道を神に取りしは上世の事實にして、天祖の神勅は、深く人心に銘して、我が國政教の根本義となれり。又一婦人が其の子の不正を聞きて、我が御世の事、能くこそ神習カミナラはめ、又うつしき青人草、習はめや」といへるなど、神を範とする意を見るべし。されば、神道の名を以て我が固有の道に冠するは、當らずといふべからず。唯後世神道と稱する

もの、中には、之を説くもの、宗教的信念と道德的思想とを混へて上世を臆測し、牽強附會の言を爲せるものあるを以て、直に之を以て上世の眞を得たるものといふべからず。要するに、吾人は我が國性の由來を上世に尋ね、善美なる國民道德の淵源を此に取るを以て足れりとすべし。

第十五章 國民道德と佛教

佛教は、傳來後久しからずして上下の歸依する所となりたれども、元來我が國民とは大に風土境遇を

異にせる他民族の間に發達したる教義なれば、我が固有の思想風習と相容れざるもの少からず。其の餘弊も亦大なるものありき。是を以て、我が固有思想を刺撃して、其の自覺を促し、其の間に紛争を生じたることもありき。初め百濟の佛像經論を獻ずるや、朝廷は群臣に勅して、其の意見を諮詢し給へり。時に、物部尾輿等は奏して、蕃神を拜まんこと、恐らくは國神の怒を致さんといへり。古來敬神の思想が崇佛の思想と相容れざりしものあるを見るべし。其の後、佛教の盛に行はるゝに至りても、敬神の信念

は其の力を失ふに至らず。推古天皇は群臣に勅して、今朕の世に當りて、神祇を祭祀すること豈怠あらんや」とて、神祇を祭らせ給へり。爾來敬神と崇佛とは並び行はれ、僧侶が神佛を習合して、本地垂迹の説を爲すに至りて、佛教は益、其の根柢を固くし、長く我が國の人心を支配したりき。

佛教の世間に對して説ける所は、多くは現世を悲觀して濁惡の穢土となし、人倫を輕視して君親妻子を捨つるが如きものありしを以て、我が固有の民性が、生々繁榮を理想として生を愛し死を忌み、我が國

を重んじて神國と爲し、君臣父子の大倫を重んずるものと、相容れざりしことなきにあらず。是を以て、佛教は綱常を扶植するに力なく、一身の安心を求めて治平に實効なしと論じたるものありき。

されども、我が國性は儼として萬古に存す。時に佛教の餘弊を帶ぶることなきにあらざりしも、固有の民性は之を取捨し、之を同化するに至れり。其の十善五戒、十惡五逆等の教訓は、徳目として屢、反復せられ、武家時代に行はれし禪の如きは、武士の心膽を鍊磨する用をなし、我が國の精神界に宗教的安心と

哲理的思想とを寄與したる効果は、看過すべからず。而して、其の教の我が國體と調和するに至りたるものは、國民道德に力を添へたることなしとせず。且つ、我が國民が、佛教に依りて得たる多年の經驗は、我が國と趣を異にする他國の文明に接觸して、之を選択し同化する上に有益なる教訓を與へたるものなりといふべし。

第十六章 國民道德と儒教

儒教は、家族制を本としたる社會に發達せるもの

にして、國を治め天下を平にすることを理想とし、五倫五常などの徳目を立て、特に忠孝の道を重んじ、其の説く所、我が國固有の風俗思想と同じきもの多し。是を以て、其の我が國に傳來せるは、佛教に先だつこと二百餘年なりしも、在來の國風と衝突して波瀾を起すことなく、社會の實際に適應して行はれたり。されば、儒教の徳目は我が國民の道德思想を整理し、其の學説は國民道德の説明となり、其の効果の見るべきもの少しとせず。

されども、儒教は他國に發達したる教義なるを以

て、我が國性に適合せざる所なしとせず。其の禮文の末に拘りて、質實の風を害し易く、文を尙び武を賤みて柔弱に流れ易く、殊に革命の説を立つるが如きは、全く我が國體に合せざるものとして、識者の屢論ずる所なり。然るに、ひたすら之を信奉するものは、彼我の別を明にすることを知らず。儒教の盛に行はれし時に際しては、唐虞三代の治を以て道德の理想とし、彼の國を尊ぶ餘りに、自ら卑みて、尊外卑内の風を爲し、種々の餘弊を生ずることなきにあらざりき。

されど、江戸時代の儒教の先覺、藤原惺窩、林羅山等は、夙に神儒一致の説を立て、熊澤蕃山は廣く儒佛をも研究して我が國特有の神道を立つべしといひ、我が國性を發揮したること少からず。山鹿素行は、我が國を中國として、中朝事實を撰し、山崎闇齋は、佛より轉じて儒に入り、又神を學びて、神儒一致の見を立て、更に進みて神道を本とし、儒教を輔翼とするに至れり。闇齋は嘗て、孔孟にして我が國に來襲するが如きことあらば、身に堅甲を被り、手に利兵を執り、孔孟を擒にして國恩に報ぜん。是れ即ち孔孟の道な

り。堯舜文武にして禮儀徳化を以て、我を服せんとするも、彼に臣従すべきにあらず。是れ即ち春秋の道なり、吾が天下の道なり」といひ、儒教の道を我に應用して國民の大義を闡明したり。徳川光圀を始とし、水戸學と稱する一派は、和漢歴史の對照によりて、一層我が國性の自覺を明確にし、大日本史の編述によりて、國體を重んじ名分を正しくする教を垂れたり。此の他、江戸時代の儒教を奉ぜるものにして、我が國民道德の意義を發揮するに與りて力ある者、甚だ多く、思想の上にも實行の上にも、明治維新の一大

原因を爲すに至れり。

且つ、此等の儒者は、多くは佛教に對して峻嚴なる批判を加へて假借する所なく、日用彝倫の道を以て我が國民の教とし、當時社會の中堅たる武士の社會を始とし、廣く上下に行はれしかば、今日の國民道德の思想は、其の材料を儒教に取れるもの甚だ多し。而して、かく儒教を取捨して、我が國の用を爲さしむるに至れるは、一に國性の自覺と其の同化力の強きとに因ることを忘るべからず。

第十七章 國民道德と國學

江戸時代以前に惟一神道と稱し、神道の名の下に儒教の意を採りて、我が國の道なりと説くものありしが、此の時代に及びて益、其の發展を見るに至れり。出口延佳は我が固有の教を本とし、外教を輔翼とする主義を立て、天壤無窮の國體を説き、中外の分を明にし、神道を以て國教と爲さんとせり。吉川惟足は我が神道を以て世界萬教の本宗と爲し、儒教は孝を以て五倫の第一とすれども、我が國は忠を以て第一とすと云ひ、漢土は文を主とし、我が朝は武を以て國

を立つといひ、頗る我が國道德の特色を發揮する所ありき。此等神道家の説ける所は、當時の儒者の思想にも影響して、國民的自覺を起さしめ、専ら外教に心醉する者をして、警省せしむる所ありき。

其の後、荷田春滿、賀茂眞淵等によりて、我が國の古典を研究して、古道を闡明する學の行はるゝに至り、惟一神道の説く所などは、外教の意義を混じ、純粹の神道にあらずとし、力を極めて多年外國思想の我が國に混入せるものを淘汰し去らんとし、本居宣長其の説を大成せり。

荷田春滿は歌つて

ふみわけよ やまとにはあらぬ 唐鳥の

いとへり。 あとを見るのみ ひとの道かは

を注ぎ兼ねて古事記、日本紀などの古典を涉獵し、其の所謂「國ぶり」「大和魂」即ち我が國性を闡明せんことを力めたり。眞淵は、我が國の古道は天地自然の道にして、圓滿平易なるが特色なりとし、儒教を以て人爲の矯飾に過ぎ、人を奸佞虚偽ならしむるものとし、漢土に於いては君臣の道立たずと難じ、我が國民に

望むに「高く直き大和魂」を發揮せんことを以てしたり。

本居宣長は眞淵の後を承けて、古事記の研究に畢生の心血を濺ぎ、其の精博なる學識を以て、純粹の古神道を明にせんとしたり。天祖を國民の親とも先祖とも君とも仰ぎ奉るべき國祖とし、天壤無窮の神勅を以て道の根元大本なりとし、我が國の君位は自然の血統を基礎とするを以て絶対なりといひ、我が國の孝道は進んで世の爲に盡すにありと論じ、自國語を國民精神の表現として尊重すべきことを教へ

たるなど、以て千古の斷案とすべし。宣長は大和魂を説明して「なほくみやびやかなる神の御國の心ばへ」といひ、其の一首の詠

しきしまの 大和心を 人とは

朝日に匂ふ やまざくら花

といへるは、廣く國民に傳へらるゝ所なり。平田篤胤は、國民道德上の創見とすべきものは少けれども、宣長に繼ぎ其の豪宕の氣、該博の識、壯快の辯を以て、當年の思想界に風雲を起せる處、大に觀るべきものあり。

此等國學者の説ける所は、獨斷自信の極、時に偏見に陥る所なすとせざれども、當時の學界に國民的自覺を起さしめたる力甚だ強く、やがて王政維新の力ともなり、其の國民道德の發展に貢獻したる功績頗る大なりとす。

第十八章 國民道德と武士道(上)

武士道は、武士と稱する社會の生ずるに至りて、其の間に發達したる道なれども、遠く上世に淵源し、大伴物部など武族の風俗に最もよく其の精神を見る

を得べし。而して、當時は「丈夫や、丈夫我れ」と自ら呼びかけ、丈夫にして「丈夫の心振り起し」と自ら勵し、主として丈夫といふ自重の下に其の道を砥礪したりしが如し。

丈夫の特色とする所は、意氣壯烈にして、殊に武勇なるを尙び「巖石すら行き通るべき丈夫」「梓弓引きてゆるべぬ丈夫や」などいひ、

「千萬の軍なりとも ことあげせず
取りて來ぬべき 男とぞ思ふ」

と歌ひて人の行を送り、戰場に臨みては「額には矢は

立つとも、背は矢は立たじ」とて、勇往直進誓つて卑怯未練の事なからんことを期し、

「丈夫の 心振り起し つるぎ刀 腰に取り佩き
あづさ弓 鞆とり負ひて」

と歌へるが如く、爽颯たる英姿は當時の日本男兒の風尙たりしなり。

丈夫は、自制克己の意志の力に富めるを特色とし、徒らに感情の爲に制せらるゝを恥辱とし、一旦事あるに臨みては、

「大王の 命かしこみ 妻別れ 悲しくはあれど

丈夫の心振り起しとり装ひ門出カドデをすれば」とて、離別の悲を忍び、決然郷國を去つて奉公の任に就けり。

丈夫は極めて名譽を重んじ、丈夫は名をし立つべし」といひ、

「をのこやも空しかるべき萬代に語り繼ぐべき名は立たずして」

といへり。而して、其の名譽の標準とする所の、實に忠孝の道にてありしことは、大伴氏の家訓の歌最もよく之をあらはせり。此の他、武甕槌神が中國征討

の爲に經津主神のみ推薦せられて、自ら之に與らざるを憾みとし、豈唯經津主神のみ、獨り丈夫にして吾は丈夫にあらざらんや」と慷慨せりと傳へたるなど、丈夫の忠勇なる志氣を見るべし。

斯く、丈夫は忠孝の至情の爲に武勇節義を磨きしかば、決して残忍強暴殺を嗜むが如きことあらず、種種の方面に美しき人情の流露するを見、情意兼ね備りて一種の慕はしき性格を爲せりき。藤田東湖が、「後世に至るに及びて、士猶廉恥を重んじ怯懦を卑み、名を汚し先を辱むるを以て戒と爲し、忠義孝烈其の

人に乏しからず。丹心血誠、天日に誓ひ金石を貫きて、而して其の跡迫らず、流風馨るが如く、餘情掬すべきもの、皆上世遺俗の然らしむる所なり。」といへるもの即ち是なり。

此の丈夫といふ思想は、其の昔、廣く上下の社會に通ぜしものにして、やがて武士道の淵源といふべく、武士の名と結びて其の道の行はるゝ時代となりても、丈夫又は男子といふ自覺が常に之に伴ひて、道を磨く動機となれり。されば、此の丈夫の觀念は我が國の道德史上甚だ重要なるものにして、輕々に看過

するを得ざるものなり。

第十九章 國民道德と武士道(中)

儒佛二教を始とし、大陸文明の陸續として輸入せられ採用せらるゝに及びて、これに接觸するものは文弱優柔、迷信怯懦の弊習を馴致し、次第に我が國丈夫の質實勇武なる風尚を失はんとするに至れり。殊に平安朝の時代となりては、文華一時に絢爛たるが如きも、月卿雲客は、翰墨を弄び、詩歌管絃に耽り、經世實用の材なく、浮薄淫靡俗を爲し、政令行はれず、盜

賊出沒し、輩轂の下、其の秩序を保つこと難きに及びり。此の時に當りて、武勇の國風を失はざりしものは地方の士民にして、朝廷は此等に命じて、京師に更番して禁闕を護衛し、諸方の盜賊を追捕せしめたり。此に於いて、地方の豪族は、兵を養ひ力を蓄へ、軍事を以て常職とし、武門武士の階級を生じ、源平二氏名族を以て崛起し、諸國の武士之に服屬するに及びて、武士の社會は、天下の勢力となれり。

武士の社會の興起するに従ひ、其の實際の經驗と要求とにより、古來の丈夫の風は益發達して、種々の

風俗習慣を爲し、「弓箭取る者の習ナラヒカク假にも名こそ惜しく候へ。」軍の習、命を君に奉りて戰場に罷出づる事なれば、再び歸參すべしと存ずべきにあらず。「勅定によりて將軍に隨ふは是れ兵の法なり。」などいへり。此の風俗習慣は即ち當初の武士道にして、思想上未だ深遠なる意義あるにあらざりしも、其の實質とせる所は我が國民性なり、日本魂なり。是を以て、一たび武士の歴史を緋けば、我が國民の氣魄磅礴して光輝を發するを見、長へに國民精神を感發興起せしむるものあるなり。

斯く武士道は、其の起源に於いて國民的にして、忠孝の大道を重んじ、大義名分の觀念を明に存したり。源平二氏は世々王命を受けて、「朝家の御守」たるを任とし、「源平兩家昔より牛角の將軍として帝位を守護し奉り互に狼藉を誡めき」などいへり。平重盛は清盛の横暴を諫めて、「みだれがはしく法皇を傾けまゐらせんと」の御計、かたく然るべからず。重盛に於いては、御供仕るべしとも存じ候はず。「父命を以て王命を辭せず。王命を以て父命を辭す。家事を以て王事を辭せず。王事を以て家事を辭す」といふ本文

あり。又、君と臣とを並べて親疎を分つことなく、君に附き奉るは、忠臣の法なり」といひ、「悲しきかな君の御爲に奉公の忠を致さんとすれば、迷廬八萬の頂より猶高き父の御恩忽ちに忘れなんとす。痛しきかな不孝の罪を遁れんとすれば、又朝恩重疊の底極めがたし、君の御爲に既に不忠の逆臣となりぬべし。『君は君たらずといへども臣は以て臣たらざるべからず。父は父たらずといへども子は以て子たらざるべからず』といへり。彼と云ひ此と云ひ進退此に谷れり」と嘆じぬ。情理兼ね盡して去就の際に惑は

ざりしは、よく我が國民の大義を明にせるものといふべし。

此の他、當時の武士道は、武勇を主とし、儉素を尙び、禮儀作法を慎み、極めて其の實生活に適切なる道徳を奨勵したるが、其の最も重んじたるは、名譽廉恥なり。其の勇敢決烈にして、死を輕んじ職に殉じたるは主として名譽を尙び恥辱を忌みたるによる。而して、其の名譽とする所は、單に一身の上に止らず、一門及び主家の上に就いて殊に之を重んじたり。是れ亦我が國民性の一發現といふべし。

第二十章 國民道徳と武士道(下)

政權武門に歸し、幕府鎌倉に開くるに及びて、武士社會の上流に位せるものは、大義を忘るゝことなく國體を輕んずることなかりしも、多數の武士の心は、幕府に歸嚮し、終には幕府の恩に報ゆることを主として、朝廷に盡すことを念とせざるに至り、武士道は國家的意義少く、次第に武門的のものとなれり。

やがて、吉野朝の時代となり、南北の紛争起るや、吉野の朝廷は、國體の常道に復したるを以て、士民は大義によりて王事に盡瘁し、一族一門を擧げて忠節に

殉ぜしもの少からず。楠木正成の精忠は、萬古國民の龜鑑となり、其の子正行が父の遺訓を體して皇室を護り、戦死を遂げたるは忠孝一體の好模範なり。北畠親房は、其の子顯家の戦歿を稱して、忠孝の道ここに極り侍りにき」といへり。此の如き事例、當時に甚だ多く、其の芳烈は長く後世の範とすべし。

吉野朝の頃より中央の政令地方に行はれず、足利氏其の職を盡さるに及びて、武士道は益國民的の意義を失ひ、皇室は益微運に傾かせられ、將軍以下主従相圖り骨肉相殘ひ、所謂下剋上の世となりて、紛争

亂麻の如く、遂に戰國群雄割據の時代を出現せり。唯此の際とても名教は未だ全く地を拂ふに至らず、織田氏豊臣氏等によりて、國民の大義が事實の上に示さるゝことゝなり、延いて江戸時代に入れり。

武士道は、其の初め我が國民の常識を本として、心法徳目等を多く佛教に取る所ありしが、室町時代に至り材料を儒教の教訓に取るもの次第に多く、江戸時代に及びて世俗の武士道を批判するに儒教の學說を以てし、次第に其の思想の内容を深くし、多少組織的に之を説くものあるに至れり。殊に山鹿素行

は我が國俗を本として、武士の道を説き、素行と關係淺からぬ赤穂にては、四十七人の義士を出し、世に武士道の精華と稱せらる。

初め武士の道とする所は、専ら軍事を職とする者の風俗なりしが、實權武門に歸して武士の政務に携はるに及び、文武兼備を理想とし、其の道とする所は社會生活の諸方面に及び、江戸時代となりては、思想上更に精練せられて、我が國民の道德たるに至れり。今日の國民道德は、時勢の變遷により武士道と其の面目を異にする所ありといへども、其の根本の内容

實質に至りては、同じく一體の國性を基礎とするものなれば、異なるべくもあらず。吾人は、往昔の武士が發展し得たる道德の後を承けて、之を現代に適用し、更に之を雄大に善美に發展せしめざるべからず。

第二十一章 明治維新と國民道德

江戸時代に於いて道德の研究盛に行はれ、綱常を扶植して大義を明にせるもの、國典を攻究して國體を闡明せるもの、其の身の禍に罹るを顧みずして忠君愛國の精神を鼓舞し、身を以て之に先んずるもの

など、相續いで輩出し、終に明治維新の機運を作るに至りたり。其の初は、霸府の政治が國體の常道を失し、且つ皇室に對し專横を極むるを慨し、國民道德の思潮は主として、尊王の大義に集注せり。其の後西力東漸して、邊境の騷然たるに及び、國民の愛國心は勃然として興り、外人の驕慢を挫いて、皇國の獨立を完全に擁護せんとし、忠君の思想と相結びて、尊王攘夷の思潮は澎湃として全國を震盪せり。今日より之を見れば、其の説は廣く世界の事情に通ぜず、甚だ頑迂なるが如きものありといへども、其の根本精神

は我が國民の至性に發するものにして、國民としての自覺と自重とを深くするに至りたるは明なる事實なり。

而して、此等の志士には、一般武士のみならず、農商等より出でたる者亦少からず。是れ國性の自覺に因るものにして、國民道德の一大發展なりといふべし。吉田松陰が「普天率土の民、皆天下を以て己が任と爲し、心を盡して以て天子に事へ、貴賤尊卑を以てこれが隔限を爲さざる、是れ神州の道なり」といへるが如き、又以て國民的自覺の高潮に達せるを見るべ

し。斯くて、内國家の組織を堅くし、外世界に對して其の獨立を全うせんとするには、國性の根本要求に従ひて、幕府は政權を返上し、王政の復古せざるを得ざりしなり。

明治維新の世となるや、叡明なる天子上に乾綱を統攬し給ひ、忠良なる臣民下に之を贊襄し奉りて、其の大業を完成し、皇國の隆運を開きたり。明治天皇は建國の本義と時運の變遷とに鑑みて、五條の御誓文に宏遠の國是を定め給ひ、維新の宸翰に於いて、朕幼弱ヲ以テ粹ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對

立シ列祖ニ事ヘ奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪サルナリ」と宣ひ、次いで「朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナンハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タルニ背カサルヘシ」と宣ひ、其の天職を盡させ給ふが爲には、「朕徒ラニ九重中ニ安居シ一日ノ安キヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ル、トキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ上ハ列聖ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦シメンコトヲ恐ル故ニ朕コ、ニ百官諸侯ト廣ク相誓

ヒ列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ハス親ヲ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ンコトヲ欲ス」と述べさせ給へり。之を拜するもの誰か感激せざらん。臣民は聖旨を奉體して黽勉以て事に從はんことを誓ひ、諸侯は版籍を奉還して國家の統一を完全にし、上下一體となり萬民力を合せて、時局を開發したり。維新以來我が國運の隆昌するもの豈偶然ならんや。

第二十二章 維新後の西洋文明と時代思潮

潮

明治元年政府の令したる學則には、「國體を辨明して名分を正すべき事」漢土西洋の學共に皇道の羽翼たるべき事」などを以てせり。是れ國民道德の要義により、世界文明に對する方針を示したるものといふべし。然るに、當時實施したる所を見るに、主として江戸時代に發達したる國學儒學によりて、國民の徳教を立てんとしたるもの、如し。

されども、當時國學儒學を修めたる者の説く所は、

多くは時勢の進運に應ずるに足らず。西洋の新文明は滔々として海潮の如く流れ入り、其の新奇なる思想文物は一世の人心を動して、舊を棄て新を競ふ風盛となり、從來國民道德の眞義を發揮したる思想風俗も措いて顧みず、一に之を目するに舊弊を以てし、西洋の學術を取り、其の風習に模するを以て、開化と爲し、海外文明の光に眩惑して、時代の思潮は外に向ひて内を忘るゝ傾をなせり。

當時西洋の文明にして、我が國民の注意を惹くこと最も強かりしものは、所謂物質的文明なり。之が

爲に人心は功利に熱中し、教育は智育の一方に偏し、之と共に其の個人本位の思想に由來する政治道德の制度學說なども傳へられ、遂にこれを以て範となさんとするものあるに至れり。是を以て、民主共和の空想に驅られ、自由民權は當時の通語となり、普通教育に於いて修身道德を説くにも、國體民性を異にする歐米の書を以てし、文教風俗一に彼を模倣し、殆ど我が國體の尊嚴なるを忘れたるが如き狀を呈し、其の歐化の風潮の極に達せる明治二十年頃の世態に至りては、實に識者をして寒心せしむるものあり

き。

然れども、是れ時代思潮の趨向する方面に過ぎず。多年の間に涵養せられたる國民精神は、隱然として一大勢力を有したり。明治天皇は維新當初の國是により、宇内古今の大勢を達觀して著實に國歩を指導し給ひ、明治四年には「風俗ナル者移換以テ時ノ宜シキニ隨ヒ國體ナル者不拔以テ其勢ヲ制ス」と仰せられ、明治九年憲法の起草を命じ給ひし時は、我建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シテ以テ國憲ヲ定メントス」と宣ひ、明治十五年には我が國軍人

の道德を訓諭し給へり。此の勅諭は、我が國體を本とし、從來發達したる武士道の粹を集めて、國民的武士道を大成し給へるものとも申し奉るべきものなり。又、此の年、天皇は幼學綱要を頒布して明倫修徳の要義を示し給へり。

主上の徳教に軫念せさせ給ふこと既に此の如くなるのみならず、政府も尊王愛國の志氣を振ひ起し風俗をして淳美ならしむることに意を用ひ、民間にも亦外國との對比によりて、一層國體の自覺を強くし、我が帝室は萬世無缺の全璧にして、人心收攬の一

大中心なり。我が日本の人民は、此の玉璧の明光に照されて、此の中心に輻輳し、内に社會の秩序を維持して、外に國權を皇張すべきものなり」といひ、或は「本邦の皇室は、本國と共に悠久なるものにして、萬一皇家に變動あらば、すなはち本國の變動にして、皇家の安泰なるはすなはち本國の安泰なるものなり」とて、國民を警醒するもの生じ、國粹の保存を唱へて歐化の風潮に對抗するものも生ずるに至れり。これを明治二十年の頃に至るまでの我が國精神界の大勢とす。

第二十三章 教育に關する勅語

明治初年以來の歐化の風潮に對して、國民の自覺生ずるに従ひ、我が國の精神界は甚しく混亂の状態に陥り、隨つて國民の徳教も其の統一する所なきに苦めり。當時全く舊思想を捨て、西洋の宗教又は倫理學に依らんとするものあり。新文物を拒絶して舊思想を墨守せんとするものあり。或は兩者を混用せんとする者あり。而して、其の新思想といひ、舊思想といふものも、各互に見る所、取る所を異にし、

人々其の意の向ふ所に従つて自説を主張し、紛々擾擾少しも定る所なく、國民は適從する所に迷ひて國家の精神的統一は破壊せられんとする有様なりき。此の時に當り、我が國民道德の大綱を提示し、以て其の思想を統一せられたるものは、教育に關する勅語なり。聖勅一たび發せられて、群議迹を絶つ。當時に於いて、此の勅語の發布は、實に雲霧を披いて天日を仰ぐが如く、我が國の精神界に永久不滅の光明を掲げられたるものといふべし。

社會は活物なり。國運は常に進歩せざるべから

ず。時代の思潮が屢變遷するは敢て怪むに足らず。されども、我が國民道德の根本義は、常に勅語の外に出づることあるべからず、又實に出づることを得ざるなり。何となれば、勅語に示されたるものは我が國性に基づき古今中外に通じて謬る所なき絶對普遍の道なればなり。今、聖旨を服膺するに就いて、最も注意すべき事は、其の實踐の方法の穩健にして中正なるべきこと是なり。世態は複雑にして、人情の動搖常に止む時なし。邪說其の間に生じ、詭言其の隙に乗ず。吾人國民たるもの、氣を靜にし、心を平に

し、自ら取るべき所を知らざるべからず。

穩健中正の方法とは他なし、我が國性を本として、參するに祖先の範例と遺訓とを以てし、更に世界大勢の趨く所を洞察して、現代の世局に適切ならんことを期するにあり。道の大本は固より古今中外に通じて變ずることなしといへども、其の實踐の形式に至つては、古に可なるもの必しも今に適せず、外に用ひらるゝもの必しも中に効なし。拘泥に陥らず、模擬に流れず、而して又虚妄詭激に失することなく、著々として歩武を大道に進むるを要す。聖旨深遠

にして優渥なり、之を履踐して其の道を誤らざるは國民の責なり。

今や我が國は、幾千年の光榮ある歴史を有し、絶美の國性を備へて列國の間に立ち、國民活動の範圍は世界の全局に及ぶ。世界日進の大勢は暫くも停る所あらず。我が國民は、國力を充實して宇内の公道に進み、一步も人文の隆運に後るゝことあるべからず。且つ、我が國は古來東洋の文明を採用し、近時は歐米の文明を輸入したり。此等東西文明の精粹を我が國性に同化し融合して、雄大なる新文明を創作

し、之を世界に弘布することは、我が國民の天職とすべき所ならずや。

彼を思ひ此を考ふれば、吾人は一日も因循姑息なるを得ず。光榮ある歴史を父祖に受け、益之を發展して子孫に傳ふるは、是れ現代國民の任務なり。明治天皇の御製に曰はく

「國といふくにの鑑となるばかり

みがけますらをやまと魂」

と。吾人國民たる者、無限の皇恩と父祖の德澤とに對し、奮勵努力して以て忠孝の美風を發揚せざるべ

からず。

中學修身書 五終

山學中 五年

松野 敬外

卷一	卷二	卷三	卷四	卷五	原
二	三	四	五	六	定
二	三	四	五	六	價
二	三	四	五	六	十二年度臨時定價
二	三	四	五	六	錢
二	三	四	五	六	錢
二	三	四	五	六	錢
二	三	四	五	六	錢
二	三	四	五	六	錢
二	三	四	五	六	錢

明治四十四年十月廿六日發行
 明治四十四年十一月四日再發行
 明治四十四年十二月七日再發行
 大正元年十月十七日再發行
 大正元年十一月三十日再發行
 大正五年十月廿二日再發行
 大正五年十一月廿五日再發行



著者 嘉納治五郎
 發行所 潮川光行
 印刷者 渡邊八太郎

此書係由東京地方出版協會
 委託東京市東區新橋三丁目七番地
 元元堂書房發行
 大正五年十月廿二日再發行

發行所 元元堂書房
 東京市東區新橋三丁目七番地
 大正五年十月廿二日再發行

日清印刷株式會社印刷

